

事業者への支援（一部）

商工業者へ最大 20 万円を交付



- 対 象** 次の5つの条件すべてに該当する方
- ①町内に事業所を有する個人事業主を含む商工業者
 - ②令和2年2月～5月末の間の任意の1カ月間で、売上げが前年同月比20%以上50%未満減少している
 - ③前年の確定申告または、町・県民税、法人税の申告を行っている
 - ④5月末時点で国の持続化給付金の対象事業者（50%以上減少）でない
 - ⑤宗教上の組織もしくは団体でない

- 申請方法** 下記書類をご用意のうえ産業班へご連絡ください。
- ◆確定申告書類（写し）など事業が確認できる書類
 - ◆決算書類など前年の売上げが確認できるもの
 - ◆減収した任意の1カ月と前年同月の売上げがわかるもの（帳簿など）
 - ◆振込口座のわかるもの

受付期間 7月～9月

事業名 大豊町緊急経営対策給付金事業

農業経営への不安を払しょく



内 容 4月1日以降の作付面積1a当たり1万円交付（上限10万円）

対 象 前年の農業経営の申告実績があり、野菜を2a以上（れいほく八菜は1a以上）を生産・出荷し、町内に住所を有する農業者または認定農業者

- 申請方法** 下記書類をご用意のうえ産業班にご連絡ください。
- ◆前年の農業経営のわかる書類（税申告の写しなど）
 - ◆ほ場の面積・地番がわかるもの（課税明細書など）

受付期間 7月～12月

事業名 農業経営緊急支援給付金事業

問い合わせ先 産業建設課 産業班
NTT72-1021 / 光でんわ72-0852

緊急経済支援

支援・整備のご紹介

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済や住民生活の支援のため、緊急的に町独自の支援や事業を実施します。各種支援についてお気軽にご相談ください。

住民の皆さまへの支援



町内全世帯に商品券

2万円分 支給



商品券の色は「ピンク」です。
※画像はイメージ

対 象 6月1日時点で本町住民基本台帳に記載されている世帯の世帯主

- 受 給 方 法**
- ① 町から商品券の引換券を全世帯に郵送します
 - ② 希望者は引換券を持参して大豊町商工会で商品券（2万円分）と引き換えてください。
- ※商品券が利用できるのは町商工会加盟店のみ

引 換 券 発 送 6月下旬から順次

引 換 期 限 12月25日（金）

使用可能期間 7月1日（水）～12月31日（木）

事業名 大豊町緊急経済対策商品券給付事業



☆ お買い物は町内で！

☆ 地域経済回復にご協力をお願いします！